

令和2年

4月号

濱田会計事務所通信

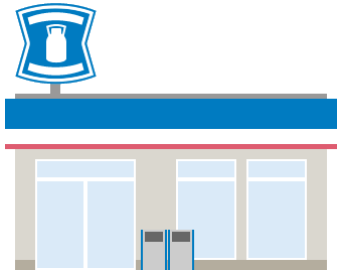
令和2年4月1日発行 Vol.32

先日、昼食を車の中で食べるつもりで通りがかりのコンビニに寄って、サンドイッチと飲み物を購入しました。

レジを済ませて出ていく手前で、コンビニにイートインスペースがあることに気が付いたので車の中で食べるよりはここで食べて帰ろうかと思ったのですが・・・。

これは世にいうイートイン脱税になるのでは？と思いイートインスペースで食べずに狭い車の中で食事をしたのでした。

まあ、実際はイートイン脱税ではないのですが・・・



<税務/会計トピックス>

コンビニでイートインスペースを利用する際の注意点

コンビニエンスストア（以下、コンビニ）で購入する飲食料品は、原則として軽減税率の対象となるため、8%の消費税が課税されています。ただし、イートインスペースを設置しているコンビニにおいて、例えば、トレイや返却が必要な食器に入れて飲食料品を提供する場合などは、店内のイートインスペースで飲食させる「食事の提供」であり、軽減税率の適用対象となりません。

コンビニでは、ホットスナックや弁当のように持ち帰ることも店内で飲食することも可能な商品を扱っており、このような商品について店内で飲食させるか否かにかかわらず、持ち帰りの際に利用している容器等に入れて販売することがあります。このような場合には、顧客に対して店内飲食か持ち帰りの意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定することとなります。

その際、大半の商品（飲食料品）が持ち帰りであることを前提として営業しているコンビニの場合、全ての顧客に店内飲食か持ち帰りを質問することを必要とするものではなく、例えば「イートインスペースを利用する場合はお申し出下さい」等の掲示をして意思確認を行うなど、営業の実態に応じた方法で意思確認を行うことで差し支えありません。

イートインスペースを利用するかどうかは『購入時の購入者の意思』で判断します。

購入するときにイートインスペースを利用するつもりで購入するのであれば、イートインスペースを利用する旨を申し出なければなりません。申し出をせずに飲食料品を軽減税率により購入した場合は、不正となります。

『購入時の意思』で判断するので、購入するときにイートインスペースを利用するつもりで購入したのであれば、実際にイートインスペースを利用しなくても軽減税率の適用を受ける事は出来ません。

「イートインスペースを利用しないから8%で会計をし直して下さい」と言っても駄目なのです。イートインスペースを利用するつもりで会計を済ませたのですから。

また、購入するときにイートインスペースを利用するつもりがなければ、軽減税率で購入した後に購入後に気が変わってイートインスペースを利用しても問題はありません。

イートインスペースを利用すると告げずに軽減税率の適用を受けた後、イートインスペースを利用している人がいたとしても不正をしているとは限りません。

購入後に気が変わっただけかもしれませんので。



<相続・贈与のお話>

障害者控除

相続人が85歳未満の障害者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引きます。これを障害者控除といいます。

障害者控除が受けられるのは次の全てに当てはまる人です。

- (1) 相続や遺贈で財産を取得した時に日本国内に住所がある人（一時居住者である場合など特定の場を除外）
- (2) 相続や遺贈で財産を取得した時に障害者である人
- (3) 相続や遺贈で財産を取得した人が法定相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人）であること。

障害者控除の額は、その障害者が満85歳になるまでの年数1年（年数の計算に当たり、1年未満の期間があるときは切り上げて1年として計算します。）につき10万円で計算した額です。特別障害者の場合は1年につき20万円となります。

また、障害者控除額がその障害者本人の相続税額より大きい場合控除額の全額が引ききれないことがあります。この場合は、その引ききれない部分の金額をその障害者の扶養義務者（注）の相続税額から差し引きます。

（注）扶養義務者とは、配偶者、直系血族及び兄弟姉妹のほか、3親等内の親族のうち一定の者をいいます。



扶養義務者が障害者控除を受けるためには障害者本人が相続財産を取得する等により障害者控除を受けている必要があります。障害者本人が障害者控除を受けていないときは、その扶養義務者も障害者控除を受ける事は出来ません。

なお、その障害者が今回の相続以前の相続においても障害者控除を受けているときは、控除額が制限されることがあります。

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



事務所へお車で越しの方は、駐車場は一部契約のため、斜線部分に駐車をお願い致します。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

